

男女平等参画施策のための東京都行動計画 平成24年度実施状況調査

	事業名	事業概要	平成24年度実績	所管局
			事業規模	
<b>4 人権が尊重される社会の形成</b>				
<b>(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組</b>				
性暴力・ストーカー等の防止				
ア．被害者等への支援				
119	公益社団法人被害者支援都民センターと協働した被害者等への支援	公益社団法人被害者支援都民センター内に犯罪被害者のための東京都総合相談窓口を設置し、電話等相談、面接相談、直接的支援等を行います。	受付日時 月・木・金 9:30～17:30 火・水 9:30～19:00 (祝日・年末年始除く)	総務局
120	相談・一時保護	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
			女性相談センター(多摩支所を含む)の運営	福祉保健局
121	来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	緊急保護施設 1か所	福祉保健局
122	女性に対する相談体制の充実	鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	鉄道警察隊4分駐所に「痴漢被害相談所」、管下97署128交番及び4署4駐在所に「女性の安全相談所」を開設し、女性警察官が対応	警視庁
123	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「被害者の手引き」6,800部(身体犯用)</li> <li>・英語版「被害者の手引き」3,000部(身体犯用)</li> <li>・ハングル語版「被害者の手引き」2,300部(身体犯用)</li> <li>・中国語版「被害者の手引き」2,300部(身体犯用)</li> </ul>	警視庁
124	性犯罪被害者に対する支援	性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶並びに一時避難所の確保に係る費用の一部を公費により支出します。	通常業務を通して実施	警視庁

男女平等参画施策のための東京都行動計画 平成24年度実施状況調査

	事業名	事業概要	平成24年度実績	所管局
			事業規模	
125	性犯罪被害者への配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしています。	・性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 ・性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教育の実施 ・捜査資器材の整備	警視庁
126	性暴力、性犯罪への対応と取締り強化	捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。 「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図ります。 児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	・性犯罪捜査員の積極的活用 ・性犯罪対策の効果的推進 ・性犯罪捜査員の積極的活用 ・性犯罪対策の効果的推進	警視庁
127	性暴力に関する相談についての研修	性暴力に関する相談を受けるにあたっての留意点等について、区市町村の相談員等に向けた研修内容の一部に加え、被害者のより一層の支援を図る。	相談員養成講座を実施 (開催回数：3回 延べ114名参加)	生活文化局
<b>セクシュアル・ハラスメントの防止</b>				
<b>ア．相談・普及啓発</b>				
128	セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働相談等	労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	労働相談などで対応 (No.9一部参照)	産業労働局
<b>イ．都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策</b>				
129	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	・会議の開催 年4回 ・セクシュアルハラスメント対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行う。	総務局
130	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局で実施	各局

男女平等参画施策のための東京都行動計画 平成24年度実施状況調査

		事業名	事業概要	平成24年度実績	
				事業規模	所管局
131	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	講師養成研修「人権・同和問題科」 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修も行います。	職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	・管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施 ・受講者122名	総務局
				各局で実施	各局
				・教育管理職候補者研修 425名 年2回開催 ・初任者等研修 738名 年1回開催 ・10年経験者研修 1119名 年1回開催	教育庁